

青森県過疎地域持続的発展計画

〈令和 8 年度～令和 12 年度〉

※ 青森県過疎地域持続的発展方針の策定時点での計画であり、各年度の予算の状況等を踏まえて内容を変更する場合があります。

1 持続的発展のための基本目標

本方針では、過疎地域等が人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、一人でも多くの若者が、青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県となることをめざしており、青森県過疎地域持続的発展計画（以下「県過疎計画」という。）は、めざす姿を実現するための事業を登載している。

本県では、「あおもり創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に基づき、人口減少や高齢化が進行する中でも持続可能な地域づくりに取り組んでおり、目標の一つとして、15歳から49歳の社会増減に関する目標を設定している。

のことから、県過疎計画の目標は、総合戦略に掲げる15歳から49歳の社会増減に関する目標とし、以下のとおり設定するものである。

＜基本目標＞

| 政策 | 指標 | 現状値 |
|------|---------------|---|
| 基本目標 | 15歳から49歳の純移動率 | 令和10（2028）年度における割合が令和2（2020）年の割合（-0.04）よりも上昇していること。 |

2 計画の達成状況の評価に関する事項

総合戦略に掲げる目標の達成状況は、府内における自己点検及び外部有識者から構成される青森県総合計画審議会において毎年度検証されていることから、県過疎計画の達成状況の評価については、総合戦略のP D C Aサイクルを活用することとし、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

3(1)若者等の定着・還流流の促進、人財育成（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|---|
| (1) 移住・定住 | |
| (2) 地域間交流 | <p>地域の新たなつながり・価値の共創 地域の特性・課題を踏まえた地域づくり活動の機会創出を図るため、課題解決に向けた市町村への支援を行うに当たって、過疎地域等政策支援員制度を活用した過疎地域等市町村への指導・助言、関係者調整等の業務を行うなど、過疎地域等市町村の課題解決に向けた取組を支援</p> <p>地域づくり人材の活用促進 地域おこし協力隊の導入と地域への定着による一層の地域活性化を目指し、研修会・交流会の開催や移住イベントへの参加など、地域おこし協力隊がより活躍しやすい環境を整えるとともに、定着を促す取組を行うに当たって、過疎地域等政策支援員制度を活用した過疎地域等市町村への指導・助言、関係者調整等の業務を行うなど、過疎地域等市町村の地域おこし協力隊員の導入・定着に向けた取組を支援</p> <p>特定地域づくり事業の推進 地域づくり人材の育成と地域社会の維持・地域経済の活性化に向けて、域内外の若者等の雇用及び就業の機会の提供を図るため、特定地域づくり事業協同組合制度の活用の意向がある市町村に対し、過疎地域等政策支援員による組合設立に向けた支援等を実施</p> |
| (3) 人財育成 | |
| (4) その他 | |

※人財:青森県では「人は青森県にとっての『財(たから)である』という基本的考え方から「人材」を「人財」と表しています。

3(2)しごとづくりによる産業の振興（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|--|
| (1) 基盤整備 | |
| 農業 | <p>①基幹水利施設ストックマネジメント事業 用排水路、頭首工、ダム設備、揚水機場 受益面積 5,401ha (大鰐町、田舎館村、五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、鶴田町、五戸町)</p> <p>②畠地帯総合整備事業 畠地かんがい施設更新整備 受益面積800ha (つがる市)</p> <p>③広域農業用水適正管理対策事業 機場改修・撤去 (五所川原市、つがる市、鶴田町)</p> <p>④経営体整備事業 区画整理、農業用排水施設整備、暗渠排水、客土 受益面積 2,427ha (平内町、今別町、蓬田村、大鰐町、田舎館村、五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、板柳町、中泊町、五戸町、南部町、十和田市(旧十和田湖町)、七戸町、東北町、東通村)</p> <p>⑤農地中間管理機構関連農地整備事業 区画整理 受益面積 294ha (田舎館村、中泊町、東北町、佐井村)</p> <p>⑥農地耕作条件改善事業 排水路工 受益面積 78ha (蓬田村)</p> <p>⑦農業水路等長寿命化・防災減災事業 用排水路、揚水機場、排水ゲート 受益面積 1,970ha (弘前市(旧相馬村)、五戸町、田子町、南部町、つがる市、板柳町、七戸町、横浜町)</p> <p>⑧農業水利施設保全合理化事業 用排水路、頭首工、機場、ダム設備 受益面積 4,223ha (今別町、南部町、五所川原市、つがる市、鶴田町、七戸町、東北町)</p> <p>⑨防災ダム事業 防災ダム改修 受益面積 2,594ha (弘前市(旧相馬村)、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、七戸町、東北町)</p> <p>⑩ため池等整備事業 ため池整備、用排水路整備 受益面積 1,680ha (西目屋村、大鰐町、三戸町、五所川原市、つがる市、深浦町、中泊町、十和田市(旧十和田湖町)、横浜町、東北町)</p> <p>⑪湛水防除事業 排水機場改修 受益面積 59ha (鰺ヶ沢町)</p> <p>⑫農業用河川工作物応急対策事業 頭首工改修・撤去、水路撤去、河道復旧 受益面積 1,480ha (平川市(旧碇ヶ関村)、大鰐町、三戸町、田子町、南部町、東北町)</p> <p>⑬地すべり対策事業 抑止工 受益面積 50ha (三戸町)</p> <p>⑭海岸保全施設整備事業 堤防工、護岸工、離岸工 (横浜町、風間浦村)</p> |

3(2)しごとづくりによる産業の振興（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|--|
| | ⑯中山間地域総合整備事業 農業用用排水施設整備、農道整備、農業集落道整備、農業集落防災安全施設整備 受益面積 791ha (大鰐町、五戸町、田子町、南部町、大間町、風間浦村、佐井村) |
| 林業 | |
| 水産業 | |
| (2)漁港施設 | ①北金ヶ沢地区水産流通基盤整備事業 北金ヶ沢漁港 北防波堤L=65.0mほか (深浦町) ②小泊地区水産流通基盤整備事業 小泊漁港 第3東防波堤L=450.0mほか (中泊町) ③白糠地区水産流通基盤整備事業 白糠漁港 沖防波堤L=35.0mほか (東通村) ④岩崎地区水產生産基盤整備事業 岩崎漁港 防砂堤L=100.0mほか (深浦町) ⑤三厩今別地区水產生産基盤整備事業 三厩漁港 第3東防波堤L=180.0mほか (外ヶ浜町) 今別漁港 北防波堤L=150.0mほか (今別町) ⑥蟹田地区水產生産基盤整備事業 蟹田漁港 北防波堤L=283.0mほか (外ヶ浜町) ⑦野辺地地区水產生産基盤整備事業 野辺地漁港 第2北防波堤L=233.0mほか (野辺地町) ⑧佐井地区水產生産基盤整備事業 佐井漁港 沖防波堤L=350.0mほか (佐井村) ⑨下手浜地区水產生産基盤整備事業 下手浜漁港 -3.0m岸壁L=140.0mほか (大間町) ⑩下風呂地区水產生産基盤整備事業 下風呂漁港 第2東防波堤L=200.0mほか (風間浦村) ⑪野牛地区水產生産基盤整備事業 野牛漁港 西防波堤L=125.0mほか (東通村) ⑫尻屋地区水產生産基盤整備事業 尻屋漁港 第2北防波堤L=15.0mほか (東通村) ⑬西北地区水産物供給基盤機能保全事業 岩崎漁港 -4.0m航路A=6,922m ² ほか (深浦町) 鰺ヶ沢漁港 東防波堤L=91.0mほか (鰺ヶ沢町) 小泊漁港 橋梁L=520.0mほか (中泊町) ⑭東青地区水産物供給基盤機能保全事業 龍飛漁港 第3東防波堤L=90.0mほか (外ヶ浜町) 今別漁港 -1.5m泊地A=13,200m ² ほか (今別町) 一本木漁港 北防波堤L=203.5mほか (今別町) |

3(2)しごとづくりによる産業の振興（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|---|
| | <p>平館漁港 東防波堤L=133. 2mほか (外ヶ浜町)</p> <p>蟹田漁港 左岸護岸L=101. 7mほか (外ヶ浜町)</p> <p>蓬田漁港 臨港道路L=832. 3mほか (蓬田村)</p> <p>茂浦漁港 第2西防波堤L=129. 8mほか (平内町)</p> <p>稻生漁港 -2. 0m物揚場L=150. 0mほか (平内町)</p> <p>東田沢漁港 臨港道路L=783. 1mほか (平内町)</p> <p>小湊漁港 第2東防波堤L=90. 0mほか (平内町)</p> <p>清水川漁港 -2. 0m泊地L=9, 524m²ほか (平内町)</p> <p>野辺地漁港 浜町防波堤L=15. 0mほか (野辺地町)</p> <p>⑯下北地区水産物供給基盤機能保全事業</p> <p>横浜漁港 北防波堤L=80. 0mほか (横浜町)</p> <p>脇野沢漁港 用地護岸L=24. 4mほか (むつ市(旧脇野沢村))</p> <p>牛滝漁港 人工地盤N=1式ほか (佐井村)</p> <p>磯谷漁港 西防波堤L=248. 0mほか (佐井村)</p> <p>佐井漁港 突堤L=50. 0mほか (佐井村)</p> <p>奥戸漁港 -2. 0m物揚場L=88. 4mほか (大間町)</p> <p>下手浜漁港 7号船揚場L=97. 5mほか (大間町)</p> <p>易国間漁港 -3. 0m岸壁L=46. 0mほか (風間浦村)</p> <p>下風呂漁港 東防波堤L=240. 7mほか (風間浦村)</p> <p>大畑漁港 -4. 0m岸壁L=286. 0mほか (むつ市(旧大畑町))</p> <p>正津川漁港 防砂堤L=76. 9mほか (むつ市(旧大畑町))</p> <p>野牛漁港 突堤L=62. 1mほか (東通村)</p> <p>尻屋漁港 -4. 0m航路A=6, 820m²ほか (東通村)</p> <p>白糠漁港 -4. 0m泊地A=36, 820m²ほか (東通村)</p> <p>⑯蓬田地区漁港施設機能強化事業</p> <p>蓬田漁港 東防波堤L=345. 0m (蓬田村)</p> <p>⑰東田沢地区漁港施設機能強化事業</p> <p>東田沢漁港 第2南防波堤L=155. 0m (平内町)</p> <p>⑱小湊地区漁港施設機能強化事業</p> <p>小湊漁港 突堤L=40. 0mほか (平内町)</p> <p>⑲横浜地区漁港施設機能強化事業</p> <p>横浜漁港 西防波堤L=328. 0m (横浜町)</p> |

3(2)しごとづくりによる産業の振興（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|---|
| | <p>⑩檜川地区漁港施設機能強化事業 檜川漁港 沖防波堤L=70.0m (むつ市(旧川内町))</p> <p>⑪脇野沢地区漁港施設機能強化事業 脇野沢漁港 第2東防波堤L=175.0mほか (むつ市(旧脇野沢村))</p> <p>⑫奥戸地区漁港施設機能強化事業 奥戸漁港 北防波堤L=200.0m (大間町)</p> <p>⑬易国間地区漁港施設機能強化事業 易国間漁港 -4.0m岸壁L=39.0mほか (風間浦村)</p> <p>⑭大畠地区漁港施設機能強化事業 大畠漁港 第1東防波堤L=228.0mほか (むつ市(旧大畠町))</p> <p>⑮日本海南地区漁港機能増進事業 岩崎漁港 臨港道路N=1式 (深浦町)</p> <p>鰺ヶ沢漁港 臨港道路N=1式 (鰺ヶ沢町)</p> <p>⑯小泊地区漁港機能増進事業 小泊漁港 臨港道路L=790.0m (中泊町)</p> <p>⑰下風呂地区漁港機能増進事業 下風呂漁港 沖防波堤N=1式ほか (風間浦村)</p> <p>⑱平館地区漁村再生交付金事業(農山漁村地域整備交付金) 平館漁港 -3.0m岸壁L=154.0mほか (外ヶ浜町)</p> <p>⑲牛滝地区漁村再生交付金事業(農山漁村地域整備交付金) 牛滝漁港 道路L=140.0mほか (佐井村)</p> <p>⑳尻屋地区漁村再生交付金事業(農山漁村地域整備交付金) 尻屋漁港 -3.0m岸壁L=120.0m (東通村)</p> <p>㉑新たな再生可能エネルギー産業と水産業との共存共栄による津軽南地域の経済基盤強化に向けた港づくり計画(港整備交付金) 北金ヶ沢漁港 臨港道路L=1,509.0m (深浦町)</p> <p>㉒青森県日本海地区水産環境整備事業 小泊漁場V=10,000空m³、A=2.0ha (中泊町)</p> <p>下前漁場A=2.0ha (中泊町)</p> <p>折戸漁場A=1.0ha (中泊町)</p> <p>脇元漁場A=1.0ha (五所川原市)</p> <p>十三湊漁場A=1.0ha (五所川原市)</p> <p>車力漁場A=3.0ha (つがる市)</p> <p>鰺ヶ沢漁場V=10,000空m³、A=2.0ha (鰺ヶ沢町)</p> <p>柳田漁場A=2.0ha (深浦町)</p> <p>田野沢漁場A=1.0ha (深浦町)</p> <p>風合瀬漁場V=10,000空m³、A=2.0ha (深浦町)</p> |

3(2)しごとづくりによる産業の振興（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|--|
| | <p>広戸漁場A=2.0ha (深浦町)</p> <p>横磯漁場A=1.0ha (深浦町)</p> <p>深浦漁場V=10,000空m³ (深浦町)</p> <p>沢辺漁場A=1.0ha (深浦町)</p> <p>松神漁場A=1.0ha (深浦町)</p> <p>岩崎漁場A=1.0ha (深浦町)</p> <p>大間越漁場A=1.0ha (深浦町)</p> <p>⑬陸奥湾地区水産環境整備事業</p> <p>蓬田漁場A=6.0ha (蓬田村)</p> <p>土屋漁場A=4.0ha (平内町)</p> <p>東田沢漁場A=2.0ha (平内町)</p> <p>小湊漁場A=2.0ha (平内町)</p> <p>野辺地漁場A=7.0ha (野辺地町)</p> <p>横浜漁場A=7.0ha (横浜町)</p> <p>川内漁場A=3.0ha (むつ市(旧川内町))</p> <p>脇野沢漁場A=7.0ha (むつ市(旧脇野沢村))</p> <p>⑭青森県津軽海峡地区水産環境整備事業</p> <p>三厩漁場A=3.0ha (外ヶ浜町)</p> <p>西部魚礁第1工区V=20,000空m³ (外ヶ浜町)</p> <p>今別漁場A=3.0ha (今別町)</p> <p>西部魚礁第2工区V=20,000空m³ (今別町)</p> <p>福浦漁場A=1.0ha (佐井村)</p> <p>東部魚礁第1工区V=20,000空m³ (佐井村)</p> <p>奥戸漁場A=1.5ha (大間町)</p> <p>大間漁場A=1.5ha (大間町)</p> <p>東部魚礁第2工区V=10,000空m³ (大間町)</p> <p>下風呂漁場A=1.5ha (風間浦村)</p> <p>大畠漁場A=1.5ha (むつ市(旧大畠町))</p> <p>東部魚礁第3工区V=10,000空m³ (むつ市(旧大畠町))</p> <p>野牛漁場A=1.5ha (東通村)</p> <p>岩屋漁場A=1.5ha (東通村)</p> |

3(2)しごとづくりによる産業の振興（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------------|--|
| | 東部魚礁第4工区V=10,000空m ³ (東通村) ⑬青森県太平洋地区水産環境整備事業 尻屋漁場A=2.0ha (東通村) 尻労漁場A=2.0ha (東通村) 白糠漁場V=30,000空m ³ 、A=3.0ha (東通村) |
| (3) 経営近代化施設 | |
| 農業 | |
| 林業 | |
| 水産業 | |
| (4) 地場産業の振興 | |
| 技能修得施設 | |
| 試験研究施設 | |
| 生産施設 | |
| 加工施設 | |
| 流通販売施設 | |
| (5) 企業誘致 | |
| (6) 起業の促進 | |
| (7) 商工業 | |
| 共同利用施設 | |
| その他 | |
| (8) 若者を惹きつけるしごとづくり | |
| (9) 情報通信産業・DX | |
| (10) 観光又はレクリエーション | |
| (11) その他 | |

3(3)地域における情報化・DXの推進（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|----------------------|----------------------|
| (1) 電気通信施設等情報化のための施設 | |
| 信用用鉄塔施設 | |
| テレビ放送中継施設 | |
| 有線テレビジョン放送施設 | |
| 告知放送施設 | |
| 防災行政用無線施設 | |
| テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 | |
| ブロードバンド施設 | |
| その他の情報化のための施設 | |
| その他 | |
| (2) その他 | |

3(4) 産業・交流を支える社会基盤の整備（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|---|
| (1) 市町村道 | |
| 道 路 | |
| 橋りょう | |
| その他 | |
| (2) 県道等 | |
| | <p>(1) 改築 6路線 7工区 延長8,501m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道101号 幅員6.0m 延長549m (深浦町) ・国道101号 幅員6.0m 延長184m (深浦町) ・国道279号 幅員8.5m 延長4,220m (むつ市、横浜町) ・国道280号 幅員6.5m 延長378m (蓬田村、外ヶ浜町) ・国道338号 幅員6.0m 延長2,343m (東通村) ・国道339号 幅員6.5m 延長85m (中泊町、五所川原市) ・国道394号 幅員6.0m 延長742m (七戸町) <p>(2) 改築 10路線 11工区 延長13,876m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鰺ヶ沢蟹田線 幅員6.0m 延長1,537m (つがる市) ・青森五所川原線 幅員6.0m 延長752m (五所川原市) ・五所川原岩木線 幅員6.5m 延長4,077m (板柳町) ・五所川原黒石線 幅員6.0m 延長267m (五所川原市) ・常盤新山線 幅員6.5m 延長1,651m (田舎館村) ・再賀木造線 幅員6.0m 延長167m (つがる市) ・泊陸奥横浜停車場線 幅員7.0m 延長2,415m (六ヶ所村、横浜町) ・松代町陸奥赤石停車場線 幅員5.5m 延長563m (鰺ヶ沢町) ・後平青森線(後平バイパス) 幅員8.5m 延長1,511m (七戸町) ・後平青森線(下志多) 幅員6.5m 延長264m (七戸町) ・稻盛千代町山田線 幅員6.0m 延長672m (つがる市) <p>(3) 視距改良 1路線 1工区 延長200m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道338号 幅員7.5m 延長200m (大間町) <p>(4) 視距改良 1路線 1工区 延長291m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩崎西目屋弘前線 幅員7.5m 延長291m (西目屋村) |

3(4) 産業・交流を支える社会基盤の整備（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|--|
| 橋りょう | <p>(1) 改築 6路線 10工区 延長536m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道103号 幅員6.5m 延長48m (十和田市) ・国道103号 幅員10.0m 延長27m (十和田市) ・国道103号 幅員9.5m 延長5m (十和田市) ・国道279号 幅員8.4m 延長91m (むつ市) ・国道279号 幅員7.5m 延長70m (野辺地町) ・国道280号 幅員13.3m 延長84m (外ヶ浜町) ・国道338号 幅員7.2m 延長80m (東通村) ・国道339号 幅員7.6m 延長35m (五所川原市) ・国道339号 幅員7.0m 延長74m (五所川原市) ・国道454号 幅員7.0m 延長22m (新郷村) <p>(2) 改築 10路線 10工区 延長389m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩崎西目屋弘前線 幅員7.0m 延長31m (西目屋村) ・三戸南部線 幅員10.0m 延長119m (南部町) ・七戸十和田湖線 幅員5.7m 延長44m (七戸町) ・馬門野辺地線 幅員14.5m 延長93m (野辺地町) ・九艘泊脇野沢線 幅員7.0m 延長5m (むつ市) ・松代町陸奥赤石停車場線 幅員8.3m 延長13m (鰺ヶ沢町) ・十和田三戸線 幅員10.0m 延長18m (新郷村) ・屏風山内真部線 幅員7.0m 延長23m (五所川原市) ・後平青森線 幅員5.0m 延長15m (七戸町) ・むつ尻屋崎線 幅員7.0m 延長28m (東通村) |
| その他 | <p>(1) 防雪 2路線 2工区 延長3,050m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道280号 幅員6.5m 延長3,000 (蓬田村) ・国道339号 幅員6.5m 延長50m (中泊町) <p>(2) 防雪 5路線 5工区 延長4,600m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒石藤崎線 幅員6.5m 延長2,500m (田舎館村) ・弘前田舎館黒石線 幅員6.0m 延長300m (田舎館村) ・蒔田五所川原線 幅員5.5m 延長1,000m (五所川原市) ・五所川原車力線 幅員5.5m 延長300m (中泊町) ・中野渡十和田線 幅員5.5m 延長500m (十和田市) <p>(3) 凍雪害防止 1路線 1工区 延長1,000m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道338号 幅員5.0m 延長1,000m (むつ市) <p>(4) 凍雪害防止 2路線 4工区 延長3,700m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弘前鰺ヶ沢線 幅員5.5m 延長300m (鰺ヶ沢町) ・弘前鰺ヶ沢線 幅員6.0m 延長400m (鰺ヶ沢町) ・弘前鰺ヶ沢線 幅員6.0m 延長1,200m (鰺ヶ沢町) ・戸来十和田線 幅員5.5m 延長1,800m (十和田市) |
| (3) 農道 | <p>①広域農道整備事業 農道整備(深浦町)</p> <p>②通作条件整備事業 道路改良、路面改良、橋梁補修、防雪柵工、橋梁耐震補強 (三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、鶴田町、中泊町、七戸町、横浜町、東北町)</p> |
| (4) 林道 | <p>新設 4路線 延長 28,291m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前田野目馬神線 幅員5.0m 延長 9,422m (五所川原市) 【県代行事業】 ・三ツ目内・高野新田線 幅員5.0m 延長 9,630m (大鰐町) 【県代行事業】 ・茂浦野内畠線 幅員4.0m 延長 7,079m (平内町) 【県代行事業】 ・滝沢平切左坂道ノ下線 幅員4.0m 延長 2,160m (東北町) 【県代行事業】 |

3(4) 産業・交流を支える社会基盤の整備（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|--------------|--|
| (5) 漁港関連道 | |
| (6) 鉄道施設等 | |
| 鉄道施設及び車両 | <p>【鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助】 安全性の向上に資する施設の整備等を行う鉄道事業者に対し、国及び市町村と協調して補助を行い、輸送の安全を確保する。（五所川原市、大鰐町、田舎館村、中泊町）</p> <p>【鉄道軌道安全輸送設備等整備支援事業費補助】 路線の維持のために沿線市町が行う鉄道安全輸送設備等の修繕費に対する支援を行い、輸送の安全を確保する。（五所川原市、大鰐町）</p> <p>【鉄道軌道安全輸送設備等維持支援事業費補助】 弘南鉄道弘南線の沿線市村が行う鉄道軌道安全輸送設備等の修繕費に係る国庫補助の事業者負担分及び国庫対象外経費等に係る補助経費に対して支援を行い、輸送の安全を確保する。（田舎館村）</p> |
| 軌道施設及び車両 | |
| その他 | |
| (7) 自動車等 | |
| 自動車 | <p>【地域間幹線バス系統確保維持費補助】 知事が指定する生活路線等を運行して欠損を生じたバス事業者に対し、国及び市町村と協調して補助を行い、県内における路線バス等の維持を図る。（弘前市(旧相馬村)、八戸市(旧南郷村)、五所川原市、十和田市(旧十和田湖町)、むつ市(旧大畠町、旧川内町、旧脇野沢村)、つがる市、平川市(旧碇ヶ関村)、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町(旧東北町)、東北町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町）</p> <p>【生活交通バス緊急整備費補助】 低床・小型車両を購入したバス事業者に対し、国と同様の補助を行い、バリアフリー対策や車両の小型化による運行効率化を図る。（弘前市(旧相馬村)、八戸市(旧南郷村)、五所川原市、十和田市(旧十和田湖町)、むつ市(旧大畠町、旧川内町、旧脇野沢村)、つがる市、平川市(旧碇ヶ関村)、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、三戸町、五戸町、田子町、南部町）</p> |
| 雪上車 | |
| (8) 渡船施設 | |
| 渡船 | |

3(4) 産業・交流を支える社会基盤の整備（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|---------------------------|--|
| 係留施設 | |
| (9) 道路整備機械等 | |
| (10) 交通確保対策 | |
| (11) 水道施設 | |
| 上水道 | |
| 簡易水道 | |
| その他 | |
| (12) 下水処理施設 | |
| 公共下水道 | 町村下水道事業緊急対策費補助（鰺ヶ沢町、七戸町、東北町、大間町、東通村、南部町、階上町） |
| 農村集落排水施設 | 農業集落排水促進事業費補助 (平内町、南部町、つがる市) |
| 地域し尿処理施設 | |
| その他 | |
| (13) 廃棄物処理施設 | |
| ごみ処理施設 | |
| し尿処理施設 | |
| その他 | |
| (14) 火葬場 | |
| (15) 消防施設 | |
| (16) 公営住宅 | |
| (17) 脱炭素・循環型社会づくりの推進 | |
| (18) 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり | |
| (19) その他 | 農業水利施設魚道整備促進事業 魚道整備（三戸町、田子町、新郷村） |

3(5)安全・安心な県土づくり、防災・減災の推進（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 災害や危機に強い地域 づくり | |
| (2) その他 | |

3(6)子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|-----------------------------|----------------------|
| (1)児童福祉施設 | |
| 保育所 | |
| 児童館 | |
| 障害児入所施設 | |
| (2)認定こども園 | |
| (3)高齢者福祉施設 | |
| 高齢者生活福祉センター | |
| 老人ホーム | |
| 老人福祉センター | |
| その他 | |
| (4)介護老人保健施設 | |
| (5)障害者福祉施設 | |
| 障害者支援施設 | |
| 地域活動支援センター | |
| 福祉ホーム | |
| その他 | |
| (6)母子福祉施設 | |
| (7)市町村保健センター及び こども家庭センター | |
| (8)健康づくりの推進 | |
| (9)その他 | |

3(7) 地域医療の確保（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|------------------|---|
| (1) 診療施設 | |
| 病院 | へき地医療拠点病院運営費補助事業 無医地区等を対象とする巡回診療、へき地診療所への医師派遣等を行い、無医地区等における住民の医療を確保するため、知事の指定を受けたへき地医療拠点病院の運営に要する経費を補助する。 (むつ市、鰺ヶ沢町、野辺地町、三戸町) |
| 診療所 | へき地診療所運営費補助事業 無医地区等における住民の医療を確保するため、へき地診療所を整備、運営している市町村等の運営に要する経費を補助する。 (十和田市(旧十和田湖町)、佐井村) |
| 患者輸送車(艇) | |
| その他 | |
| (2) 特定診療科に係る診療施設 | |
| 病院 | |
| 診療所 | |
| 巡回診療車(船) | |
| その他 | |
| (3) その他 | <p>自治医科大学卒業医師の養成・配置 へき地医療を担う自治医科大学卒業医師の養成・配置(へき地等における自治体医療機関に派遣)を行い、へき地医療の確保を図る。(全市町村)</p> <p>へき地オンライン診療支援構築事業費補助 へき地医療拠点病院とへき地診療所におけるオンライン診療を実施するために必要な機器等の導入に係る事業に要する経費を補助する。 (青森市、五所川原市、十和田市(旧十和田湖町)、平川市、むつ市、鰺ヶ沢町、大間町、三戸町、中泊町、野辺地町、深浦町、風間浦村、佐井村、新郷村、東通村、六ヶ所村)</p> <p>へき地等地域医療支援対策事業費補助 ICTを活用したへき地等における住民の医療を受ける環境の維持・向上に資する取組に要する経費を補助する。(全市町村)</p> |

3(8)教育の振興・改革（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|----------------|----------------------|
| (1) 学校教育関連施設 | |
| 校舎 | |
| 屋内運動場 | |
| 屋外運動場 | |
| 水泳プール | |
| 寄宿舎 | |
| 教職員住宅 | |
| スクールバス・ボート | |
| 給食施設 | |
| その他 | |
| (2) 幼稚園 | |
| (3) 集会施設、体育施設等 | |
| 公民館 | |
| 集会施設 | |
| 体育施設 | |
| 図書館 | |
| その他 | |
| (4) 生涯学習の推進 | |
| (5) その他 | |

3(9)集落の整備（元気な地域づくり・人づくり）（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|----------------|----------------------|
| (1) 過疎地域集落再編整備 | |
| (2) その他 | |

3 (10) 地域文化・スポーツの振興（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|---------------|----------------------|
| (1) 地域文化振興施設等 | |
| 地域文化振興施設 | |
| その他 | |
| (2) スポーツの振興 | |
| (3) その他 | |

3 (11) 再生可能エネルギーとの共生と環境配慮型ビジネスの推進（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 再生可能エネルギー 利用施設 | |
| (2) その他 | |

3 (12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項（令和8年度～令和12年度）

| 事業名 (施設名) | 事業内容 実施箇所(市町村名のみ) |
|----------------|---|
| (1) 豊かな自然環境の継承 | <p>県で整備した自然観察歩道等について、対策工（刈払い等）を行う。総延長 31.9km (6路線) (西目屋村)</p> <p>白神山地のすぐれた自然環境を保護管理するため、白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、巡視活動を行う。延べ228日/年 (西目屋村)</p> <p>優れた景観を持つベンセ湿原の自然環境及び湿原景観の適正な維持管理を図るため、刈払い作業及び施設補修を行う。(つがる市)</p> <p>自然公園利用に伴うごみの処理対策として、国立公園及び国定公園の主要利用地域について清掃事業を市町村等へ委託する。 (十和田市(旧十和田湖町)、むつ市(旧大畠町、旧脇野沢村)、東通村、佐井村、深浦町、つがる市、中泊町、外ヶ浜町)</p> <p>自然公園利用に伴う民有地の開放を土地所有者に依頼する。 (東通村)</p> <p>世界自然遺産として登録された白神山地の自然環境及び自然と共生する人々の暮らしを紹介することによって、自然保護思想の普及を図るとともに、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供する。 (西目屋村)</p> |